

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、大間町の財政の健全度を指標として公表します。

はじめに…財政健全化法の規定により、大間町の令和元年度決算に基づき、5つの指標「健全化判断比率及び資金不足比率」を算定し、財政（経営）の健全度をチェックするものです。

この指標が財政（経営）状況の悪化に伴い、「早期（経営）健全化基準」（イエローカード）を超えると「早期（経営）健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政（経営）健全化計画」を策定し、財政（経営）の早期健全化に取り組むこととなります。また、財政状況のさらなる悪化により、「財政再生基準」（レッドカード）を超えると「財政再生団体」となり、国や県の強力な関与の下で確実な財政再建を実行するため、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組むこととなります。

以下、「健全化判断比率等」の概要を示しながら、大間町の指標をお知らせします。

【①～④健全化判断比率】とは、

その団体の財政の健全度を公営企業会計や一部事務組合、第3セクター等を含めて示すものです。その比率は4つ（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率）の指標で示されます。…「早期健全化基準」「財政再生基準」が定められています。

【⑤資金不足比率】とは、

水道事業、下水道事業などの公営企業ごとに、資金不足額（赤字の額）がどの程度あるかを示すものです。…「経営健全化基準」が定められています。

5つの指標

①実質赤字比率～一般会計の健全（深刻）度を示すもの

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

令和元年度大間町の実質赤字比率	△4.1%
-----------------	-------

* 指標基準…「早期健全化基準 15.0%」「財政再生基準 20.0%」

* 黒字の場合は、負の値で表示。

②連結実質赤字比率～その団体全体の健全（深刻）度を示すもの

全ての会計の赤字や黒字を連結（合算）し、大間町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

令和元年度大間町の連結実質赤字比率	△12.9%
-------------------	--------

* 指標基準…「早期健全化基準 20.0%」「財政再生基準 30.0%」

* 黒字の場合は、負の値で表示。

③実質公債費比率～その団体全体の借入金返済の度合いを示すもの

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

令和元年度大間町の実質公債費比率	15.7%
------------------	-------

*指標基準…「早期健全化基準 25.0%」「財政再生基準 35.0%」

④将来負担比率～その団体全体で将来負担すべき総額の割合を示すもの

その団体全体の地方債の返済や将来支払う可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性を示します。

令和元年度大間町の将来負担比率	39.8%
-----------------	-------

*指標基準…「早期健全化基準 350.0%」

⑤資金不足比率～公営企業会計ごとの健全（深刻）度を示すもの

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

令和元年度大間町水道事業会計の資金不足比率	0.0%
令和元年度大間町下水道事業特別会計の資金不足比率	0.0%

*指標基準…「経営健全化基準 20.0%」

おわりに…大間町の財政の健全度は、指標基準を下回っていますので、おおむね良好と判断できます。しかし、今後も社会情勢や経済状況等は、めまぐるしく変化するものと推測されることから、財政運営については、常に指標の要因分析を実施し更なる健全化に努めるものとします。